

児童にわいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 に関する具体的な措置（案）

① 保育士が登録を取り消された後の再登録禁止期間の延長

- ・ 現行制度において、保育士の欠格事由における登録禁止期間については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた後等から起算して2年間となっているなど、事由の如何にかかわらず一律2年となっている。
- ・ 保育士の資格に対する信用や業務の適切な遂行をより高度に確保する観点から、保育士の登録禁止期間を、禁錮以上の刑に処せられた場合は期限を設けず、それ以外の場合は3年に見直す。
 - ※ 禁錮以上の刑に処せられた場合の登録禁止期間について期限を設けないこととしても、教員の場合と同様、刑法における刑の消滅規定の適用は受けることから、刑の執行を終了し、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは効力を失うため、保育士の登録は可能となる。

② 登録取消事由に刑事罰の有無にかかわらず児童にわいせつ行為を行った場合を追加

- ・ 現行制度において、児童にわいせつ行為を行った保育士については、禁錮以上の刑に処せられた場合や、児童福祉関係法の規定により罰金の刑に処せられた場合に該当すれば、登録を取り消さなければならないこととされている。
- ・ 一方、わいせつ行為には刑に処せられる場合以外にも様々な態様があることから、保育士資格を有する者の適性を確保するため、刑事罰の有無にかかわらず児童にわいせつ行為を行った場合は保育士の登録を取り消さなければならないこととする。

③ 児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の再登録を制限するための審査制の導入

- ・ 現行制度において、再登録禁止期間後に再び保育士の登録を行うことは可能であるが、取消事由の如何にかかわらず、その適格性等を確認する仕組みは担保されていない。
- ・ このため、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者については、その後の事情により再び保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができることとする。
- ・ その際、都道府県においては、新たに設置する審査会か、既存の都道府県児童福祉審議会において、再登録の可否について審査し、その意見を聴いた上で判断する。

④ 児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設

- ・ 現行制度において、児童へのわいせつ行為により登録を取り消された者の情報を集約し、把握するスキームはない。
- ・ 国において児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなど、児童へのわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する。

※ 情報を把握できる者の範囲やデータベースの利用目的の制限の在り方（保育所で保育士として雇用する場合に限る等）は、教員の取扱いや個人情報保護等の観点から、慎重に検討する。